

境界確定図の作成方法及び提出物について

標題部は「水路、河川、排水用地、調整池または公共下水道用地」とします。

用紙は、日本工業規格A列3番を基本とします。

縮尺は1/250を基本とし、A3表示に適したものとします。

座標値から寸法を計算し点間距離を表示する場合、境界線及び幅員の寸法はm(メートル)単位とし、1/100未満は切り捨てて表示するものとします。

境界点等の座標を表に明記するものとし、備考には境界標の種類、新設既設の別を記入するものとします。

尚、道路の既設境界点は、測点番号に市の管理する境界点番号を記載することとします。座標の寸法は1/1000まで記入し、切捨ててください。

境界確定線は太線の実線、寸法線は一点鎖線、幅員線は破線で表示する。

図面に北方向を矢印表示するものとします。

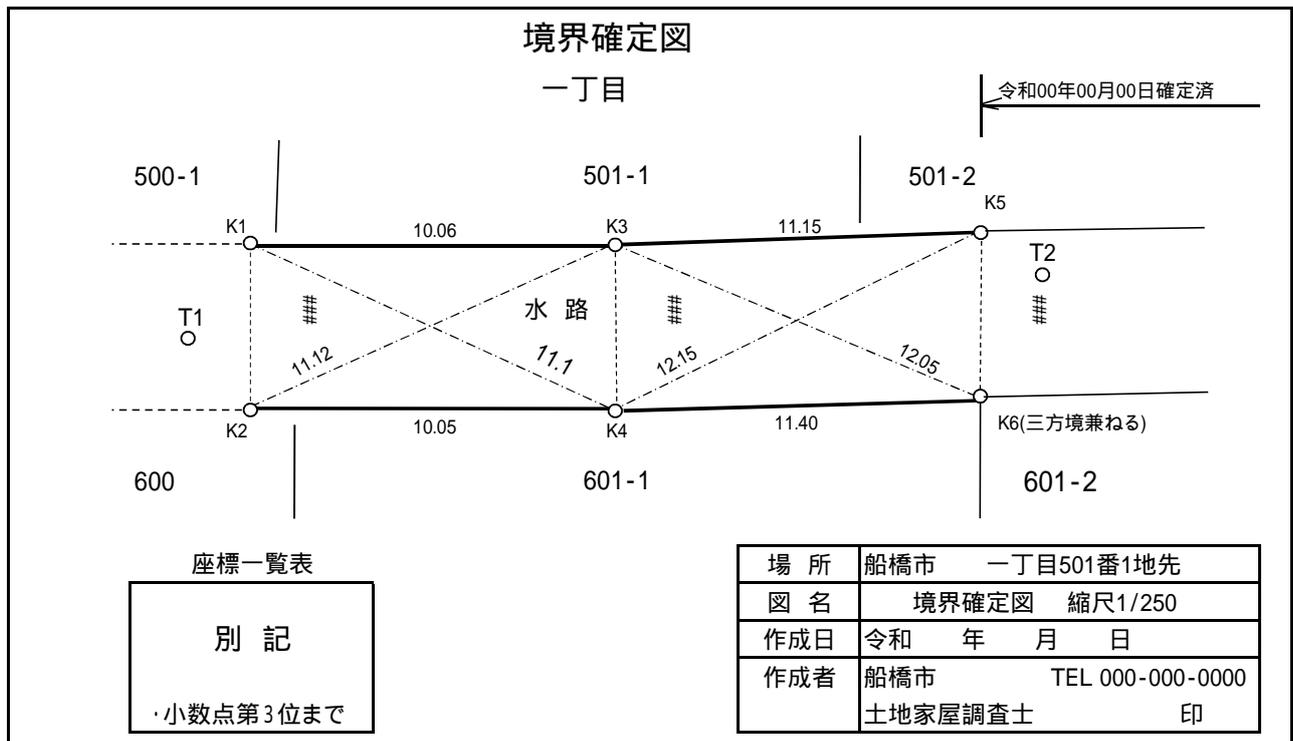
境界線に隣接する地番は、算用数字を用いて全て記入するものとします。

公共用地の名称を記入するものとします。

作成者欄に作成者が記名押印するものとします。

確定後の提出書類は、確定図(境界確定協議書の部数 + 3部) 内1部は押印なし

写真は全景と境界標の近景、遠景を1部とします。



測点番号	X座標	Y座標	備考
K1			既設市石杭 田
K2			新設市鉦 ⊗
K3			新設市プレート ◻
K4			新設市石杭 田
K5			既設市鉦 ⊗
K6			既設市鉦 ⊗
T1			鉦(トラバー点)
T2			鉦(トラバー点)

(任意座標・世界測地系・日本測地系を記入)

新設・復元する場合は、市の境界標とし、市が支給します。